

立川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基
準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 29 年 9 月 4 日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 29 年法律第 25 号）の公布及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成 29 年内閣府令第 18 号）の施行による。

立川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

立川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年立川市条例第28号）の一部を次のように改正する。
次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
(内容及び手続の説明及び同意)	(内容及び手続の説明及び同意)
第5条 ……略……	第5条 ……略……
2 ……略……	2 ……略……
3 前項各号に掲げる方法は、利用申込者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。	3 前項に規定する方法は、利用申込者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。
4～6 ……略……	4～6 ……略……
(受給資格等の確認)	(受給資格等の確認)
第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、支給認定保護者の提示する支給認定証（ <u>支給認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合</u> にあつては、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第7条第2項に規定する通知）によって、支給認定の有無、支給認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、支給認定の有効期間、保育必要量等を確認するものとする。	第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、支給認定保護者の提示する支給認定証によって、支給認定の有無、支給認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、支給認定の有効期間、保育必要量等を確認するものとする。
(特定教育・保育の取扱方針)	(特定教育・保育の取扱方針)
第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。	第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。
(1) ……略……	(1) ……略……
(2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を	(2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を

受けた施設及び同条第11項の規定による公示がされたものに限る。) 次号及び第4号に掲げる事項 (3)及び(4) ……略…… 2 ……略……	受けた施設及び同条第9項の規定による公示がされたものに限る。) 次号及び第4号に掲げる事項 (3)及び(4) ……略…… 2 ……略……
--	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第15条第1項第2号の改正規定は、平成30年4月1日から施行する。

